

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	事業全体：事業対象地における2歳未満の子どもの栄養摂取を改善する。
(2) 事業の必要性（背景）	（ア）事業実施国における一般的な開発ニーズ ベトナムはこれまで目覚ましい経済発展を遂げたものの、2010年の世界銀行の統計によると中部高原が32.1%、北部山岳地帯が60.1%と2つの地域において依然として高い貧困率を示している。（国全体の貧困率平均は20.6%）この2地域は少数民族が多く居住する地域である。政府が掲げている貧困撲滅政策¹の中でも、少数民族の貧困対策の遅れが指摘されており、都市部と農村部および民族間の経済格差こそが、現在ベトナム政府が懸念している国内で解決すべき最優先課題となっている。また、政府の貧困撲滅政策においては、特に食料不足を一番の問題として挙げており、ほとんどの少数民族居住区では年間を通じて2ヶ月分の食料が不足していると指摘している。これは子どもの栄養不良の主要な原因となっている。栄養不良は長期に渡り子どもの身体的および知的な成長に影響を及ぼし、ひいては地域の経済発展を妨げる要因ともなることから、政府が目指す貧困撲滅や格差の是正のためにも、栄養改善は急務な開発課題であると言える。 （イ）申請事業の内容の背景・理由 ◆事業対象地が抱える問題 当事業対象地域のイエンバイ省は人口の多くが少数民族であり、国内でも特に貧困率の高い地域である北部山岳地帯に位置する。ベースライン調査によると、対象6コミュニティの平均貧困率は57%であり、最も貧困率が高いコミュニティにおいては、84.6%にも上る。これはベトナム全体の貧困率（20.6%）に比べて非常に高い数字である。また、こうした経済格差は子どもの栄養状態にも反映され、6コミュニティの子どもの低体重の割合は平均して22%、成長障害率は34%と非常に高くなっている。（国平均はそれぞれ17%、29%）特に、成長障害率に関しては、ベトナムの主要民族（キン族）の子どもの平均が23%である一方、当事業の対象であるザオ族およびタイ族の子どもの発育障害率はそれぞれ46%および40%となっている。また、これまでの事業実施を通じて、下記の問題を確認している。 ①微量栄養素不足が招く高い発育障害率 発育障害の主要な原因の一つは微量栄養素不足であるが、事業を通じての調査により、事業地においては、妊産婦検診を受ける母親が32%と少ないこと、妊娠中に微量栄養素²の接種をしていない母親が43%以上に上ること、知識不足から完全母乳育児を行う母親がわずか20%しかいないこと、子どもに4つの栄養素が入った離乳食を与える母親が31%しかいないことが分かった。特に、妊産婦は鉄分、亜鉛、ビタミンA、セレンの4種類を摂取する必要があると言われていたものの、現在ベトナム政府では、妊産婦向けに鉄分タブレットしか配布しておらず、且つ多くの妊産婦はタブレットを配布するコミュニティヘルスセンターへのアクセス³が難しいため、それらを摂取することが難しくなっている。 ②慢性的な食料不足 第1期に実施した調査によると、多くの村では年間を通じて2回のフードギャップ（2月～4月及び9月～12月）があり、8割以上の村が半年以上の期間、野菜不足状態にあると分かった。山岳地帯においては稲作用の土地も限られており、世帯を養うのに十分な量の米が収穫できない。また、全体の80%の村人は毎月4種類以上の野菜を植栽している世帯がわずか19%にしか満たない。一方、少数民族の人々は伝統的に森や川、水田等から採取できる野草や昆虫、水生生物等の自然資源を食していることが分かっている。

¹ National Targeted program on Poverty reduction 2006

² ユニセフのGeneral nutrition survey (2009-2010)によると、発育障害の要因の一つに妊産婦及び子どもの微量栄養素体内保有率が深く関わっていることが分かっている。発育障害を減らすためには、この微量栄養素を日常的に摂取していくことが必要になる。尚、微量栄養素は様々な食材に微量に含まれていることから、食生活に多様性を持たせることが最も重要と言われており、近年のFAOの調査によると昆虫等の自然資源に鉄分等の妊産婦に必要な微量栄養素が多く含まれていると報告されている。

³ 平均してコミュニティヘルスセンターから各世帯までは5km-10kmの距離である。

	③食料不足による借金の増加 食料不足に直面する世帯の78%が食料不足時に借金で米を購入しており、農業や化学肥料の購入費用に加え、食料確保も農民の借金の大きな原因となっていることが分かった。そうした状況にも関わらず、村によっては、低金利で融資を受けられる社会政策銀行へのアクセスが悪いこともあり、高金利の借金に頼らざるを得ないことも多い。持続的で安定した食料確保を行うためには、栄養菜園の設置や自然資源の活用により食料の量や質を改善するとともに、健全な家計管理が必要である。 ◆これまでの成果及び第3期の課題 ①村の女性達に有機農業やSRI（稲集約栽培法）⁴に関する知識および技術を提供し、92%の女性が家庭菜園を開始するようになった。SRIに関しては、第1期のパイロット実施において平均約1.2倍の収量増加が確認され、その後実施希望者数も増加した。第3期においては、栄養菜園⁵やSRIの実践強化を行い、より安定的な食料確保を定着させるのに加え、事業終了後も行政が適切にモニタリングを行えるよう、モニタリングシステムの改善や能力強化を行う。 ②社会政策銀行職員や最貧困女性に対する研修を実施し、それぞれ融資や貯蓄に関する理解を深めた。加えて、社会政策銀行へのアクセスが悪い村人も低利子で簡単に資金が借りられるよう2コミュニティにおける回転資金の設置を行い、管理に責任を持つ女性同盟スタッフを中心としたコミュニティ事業運営委員会（CSC）への研修を経て、貧困女性に対する融資を開始した（原資はN連とは別資金により捻出）。また、現金収入の増加をめざし、烏骨鶏やウサギ、キノコ等の現金換金動物/植物の飼育や栽培も開始した。第2期において回転資金の運用を本格化し、換金作物等の販売にむけた活動を進める予定であり、続く第3期においては、CSCが持続的かつ適切に回転資金を運営管理するための能力強化および、村人たちがその資金を活用して小規模ビジネスを行ったり、家計を適切に管理できるようになったりするためのフォローアップに注力する。 ③第1期に育成した村診療所職員や保健ボランティア、女性同盟スタッフが村での栄養知識普及を開始し、2014年8月の時点で2歳未満の子ども1,100人が訓練された保健ボランティアが主催する定期検診に参加し、母親たちが栄養研修に参加した。30の栄養回復センターが各村に設置され、330名の栄養不良の子どもが参加し、その母親が栄養食の調理研修を受けた。今後は、世帯における知識の実践をフォローアップすると同時に行政への移管も行う。
(3) 事業内容	◆当事業の特徴及び第3期の位置づけ 事業対象地の子どもの栄養不良を持続的に解決するために、当事業は1) 食料の確保、2) 現金収入の向上、3) 保健・栄養の知識改善という3つのコンポーネントを実施する。また、食料確保においては、有機農業の導入および自然資源の活用を取り入れており、持続的な食料確保実施のためには村の自然を守っていくことも必要とされていることから、2年次より環境教育の活動も行っている。 当事業は3年間で事業対象地における2歳未満の子どもの栄養摂取を改善することを目的としており、第1期では、村ボランティアやヘルスセンターのスタッフなどの人材育成に注力し、第2期ではこれら第1期で育成した人材を用い、村レベルでの知識及び技術の普及と実践を行っている。そして第3期では、第2期で普及した知識や技術が世帯に適切に定着することで、子どもの栄養不良率の削減に貢献する。同時に、事業終了後も活動効果を維持するため、各活動において実質的に普及活動や管理運営を担っていく人材やグループの能力強化を行う。加えて、モニタリングシステム

⁴ System of Rice Intensification の略。発芽後15日以下の幼苗を1本で植えていく手法。この手法により平均1.2倍程の収穫が見込まれる。

⁵当事業では①農業と家畜飼育等をリンクさせた循環型農業の実施（家畜糞を肥料に利用する等）、②家畜糞や微生物などを用いた有機エネルギー利用、③在来種の保存、④作物の種類や使用法などの多様化といった4つのポイントを満たしている家庭菜園を「栄養菜園」と呼び、通常の「家庭菜園」とは区別している。特に④の点においては、年間を通じて最低でも4種類以上の野菜が確保できることを目指している。

の見直しや整備を行い、省・郡・コミュニティレベルの各行政機関それぞれの役割を明確化し、予算や人材の負担分も含めた具体的な現地移管計画を行政と共に作成・文章化していく。また、事業での成果や学びのレビューを行い、教材に反映したり、文章化したりすることで今後事業地以外の地域でも活用できるよう整理を行っていく。

◆対象地域および受益者

本事業では、第2期と同じ6コミュニティの61村を対象としており、直接受益者は2歳未満の子ども1,300人および700人の妊産婦である。また、118名の保健ボランティアおよび女性同盟スタッフ、50名のヘルスセンター職員、16名の農業局職員への研修を行うことで、対象コミュニティに暮らす8,000人の周産期の女性への裨益効果が期待される。

◆各コンポーネントの内容（具体的な活動詳細は総括表参照）

1. **食料確保**：子どもの栄養不良を無くするためには世帯内の食料の量と質（種類）を増やしていく必要がある。第3期においては、より多くの世帯へSRIを普及し米の収量増加を図るとともに、各世帯が少なくとも毎月4種類以上の野菜を確保できるよう栄養菜園の推進および定着を進めるため、技術研修のフォローアップやモニタリング等を行う。また、村人が食している自然資源に関する調査および栄養研修への活用に加え、子どもたちのための環境教育を実施し、有機農業や自然資源など自然を生かした食料確保を持続的に行うための素地となる環境保全に対する地域住民の意識向上を目指す。さらに事業終了後の持続的な実践および事業対象地以外へのさらなる普及にむけて、それぞれの農業技術の文章化や教材のアップデートを行うと共に、農業農村開発局が継続的にモニタリングを実施できるよう、モニタリングシステムの改良整備を実施し、行政と共に現地移管計画を作成する。

2. **現金収入の向上**：より安定した食料確保のためには、健全な家計管理および現金収入の向上が必要である。第3期においては、ベトナム社会政策銀行との連携を引き続き進めると共に、2コミュニティにおいて開始した回転資金（原資は当会が受ける別の民間資金にて投入）の安定した運営に向け、特に裨益が難しいとされる最貧困の女性たちも融資を受け、適切に活用していけるよう配慮しながら同対象コミュニティにおいてフォローアップを行う。さらに、事業終了後にコミュニティにおいて効果的に回転資金を運営できるよう、管理に責任を持つ女性同盟スタッフを中心としたコミュニティ事業運営委員会（CSC）の能力強化を行うと共に、移管計画を作成する。尚、当活動においては回転資金の管理・運営を行っているCSCに給与等の支援は行っていないが、CSCはいわば村の自治体であり、通常、省や郡から下りてきた職務を無償でおこなっている。回転資金の管理・運営は村の自治体の職務の一環として既に自治体メンバー及びコミュニティ住民に認識されていることから、事業終了後もCSCが自治体の職務として継続できることが期待できる。また、事業のレビュー会合を学びの場とし、今回本活動を導入しなかった事業対象地の他4コミュニティへの共有を行う。また、第2期にて3コミュニティで導入した烏骨鶏・ウサギの飼育、キノコの植栽については、基本的には2期中に繁殖したものを他3コミュニティへ配布し、現在、事業で対象としている全6コミュニティにて実施しているが、引き続き飼育・栽培および販売についてもフォローアップを継続し、販売の実例を増やすよう働きかける。また、家畜の伝染病予防などへの対応など中長期で家畜に取り組んでいく上で留意すべき点についても、これまで研修の中で取り上げているが、事業終了後の持続性確保のためにも、教材の中に盛り込んでいく。

3. **保健・栄養の知識技術改善**：子どもの栄養不良を削減するためには、女性が妊娠中に必要な検査を受け、妊婦及び乳幼児に必要な栄養素等の知識や摂取技術などを身に付けることが必要である。第3期においては、村の女性たちの保健・栄養知識の実践強化および定着をめざし、これまで育成した村の診療所職員や村の保健ボランティアによる世帯訪問、定期的な子どもの身体測定、栄養回復センターでの栄養研修の実施、また月に1回村の診療所で実施されるAntenatal care (ANC) daysと呼ばれる妊産婦のための日における定期検診や栄養研修などの実施をフォローアップしていく。また、過去の事業成果より、知識の普及においては母親たちの口コミ

	による影響力が強いことが分かっていることから、母親たちが情報交換を行う場である母親グループの活動強化を行うことで、事業終了後にも継続的に知識・技術が活用されていくことを目指す。同時に、保健ボランティアや女性同盟スタッフなど村において本活動を引続き実施していく業務を担うスタッフのさらなる能力強化にも注力すると共に、省や郡レベルの縦の連携や事業管理能力強化にも努める、関係者と共に予算や人材の配分も含めた具体的な現地移管計画を作成する。また、本事業の学びや教訓を反映させた教材作成および文章化を行うことで、今後事業地以外の地域においても活用され、本モデルが普及されていくことを目指す。
(4) 持続発展性	【1】最貧困層でも継続可能な低コストの技術指導 低コストで最貧困層でも実施可能な有機農業技術や自然資源活用、妊産婦ケアや子どもの栄養知識の普及などを実施していく。実際これまでの事業実施において、特にSRIでは化学肥料などの農業コストが減ったという村人からの声があがっており、当事業で提供する技術が支出を抑えることにも貢献していることが報告されている。低コストであることに加え、必要な資材は全て身の回りで手に入るものを使用していることから、事業を通じて提供した知識・技術は村人の中で維持管理することが可能である。従って、事業終了後も高い確率で村において継続されると期待される。 【2】地域に元々存在している人材・システムの活用 当事業で人材育成を行っている村の事業運営委員会や、保健ボランティア、女性同盟スタッフは村の住民である。既存の村の人材の育成を実施することにより、事業終了後も住民である彼らが当事業で学んだ知識や技術を他の村人や新しい母親に伝承していくことが期待できる。また、知識の普及においては母親たちの口コミが有効であるとされている。本事業でも妊産婦や母親が情報交換を行う母親グループを結成し、活動の活発化をサポートすることで、彼女たちが継続して村内における情報伝達の役目を果たすことが期待される。 【3】事業の質を保つモニタリングシステムの開発 栄養菜園やSRIなどにおいては、野菜の種類や栽培方法、苗の生育の状況などに関して村人に的確なアドバイスを行うため継続的なモニタリングを行うことが必要不可欠である。これまで、郡の農業農村開発局が所有するモニタリングフォームを使用してきたが、そのフォームは複雑で、特に字の読むことができない村人が記入するには非常に困難である。第3期においては、全てのコンポーネントにおけるモニタリング手法を見直し、当事業終了後も行政及び各村の村人が継続実施できるよう、記述式ではなく選択式にするなどの工夫をしたシンプルなフォームの開発、各政府機関や省・郡・コミュニティのモニタリングにおける役割の明確化に取り組み、事業終了後においても事業のフォローアップが可能な体制を構築する。 【4】現地移管計画の作成 上記【2】で説明した通り、コミュニティレベルの人材は当事業終了後も村に引き続き残り続ける村の既存の人材である。従って、当事業では彼らに活動に移管することを一番の優先事項と捉え、コミュニティレベルの人材育成に最も力を入れてきた。第3期でも引き続きコミュニティレベルでの事業管理研修やOJTでの事業運営委員会によるモニタリングを実施し、コミュニティレベルの人材が当事業の活動を円滑に引き継いでいけるよう準備していく。一方、省・郡レベルにおいては、行政側の事業のオーナーシップの醸成を目的としてきた行政毎の月例会議を継続し、当事業終了後もカウンターパートである省の保健局が事業を継続できるように資材、予算、人材等の応分の負担を通じた具体的な計画作成に注力する。また、その計画を文章化することにより共通認識を確認する。 【5】当事業効果の他地域への広がり 事業終了後も当事業で構築したモデルが他地域へ普及していくこと目指し、第3期ではイエンバイ省内の非事業対象郡行政官（保健局、農業農村開発局）への技術研修も予定している。技術研修では、当事業期間内に育成した保健局及び農業農村開発局職員が講師となり、妊産婦検診や母乳育児方法、低コスト農業技術などを伝えていく。実際に新しく技術・知識を指導することで、講師を務める行政官は当事業で得た知識や技術に関する

	指導力の向上につながり、事業終了後に行政主導により他郡で当事業モデルを実施する可能性を高めることが期待される。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	上位目標 事業全体：事業対象地における2歳未満の子どもの栄養摂取を改善する。 【指標】 事業期間3年間を通じて、栄養不良の子どもが4.3%⁶削減される。 (事業第3期においては2.3%の削減目標) ① 食料確保 【期待される成果】 1. SRIの意義・手法を村人が理解し、実践する村人が増える。 2. 栄養菜園の意義・手法を村人が理解し、実践する村人が増える。 3. 子どもや村人が環境保護や自然資源の重要性への認識を深める。 4. 行政主導による質の高い事業実施を維持継続する準備が整う。 【指標】 1. 対象6コミュニティにおいて、妊産婦および2歳未満の子どものいる2,000世帯のうち700世帯以上の世帯がSRIを実践し、収穫を平均して1.2倍以上に増やすことができるようになる。 2. 対象6コミュニティにおいて、妊産婦および2歳未満の子どものいる2,000世帯のうち4つの条件を満たす栄養菜園を実践する世帯が6割に達する。 3. 環境教育に参加した子どもや村人の90%以上が自然資源や環境保護の重要性を理解している。 4. 省及び郡の農業農村開発局の事業モニタリングシステムが整備される。 ②現金収入の向上につながる活動 【期待される成果】 1. 対象地域の村の女性が融資の活用について理解し、小規模ビジネス展開により利益を上げることができる。 2. 烏骨鶏やウサギ飼育、キノコ栽培などを実践する村人が増え、販売できる事例が生まれる。 3. 烏骨鶏やウサギ飼育、キノコ栽培や販売の成果・教訓が政府関係機関に認知される。 【指標】 1. 融資を受けた貧困女性の7割が、小規模ビジネスを展開し、1,500,000VND以上(約8,000円)の利益を上げることができている。 2. 対象3コミュニティにおいて烏骨鶏やウサギ飼育、キノコ栽培による50例以上の販売例が現れる。 3. 烏骨鶏やウサギ飼育、キノコ栽培および販売を今後拡大して実施するための事業の成果・教訓が人民員会、保健局、女性同盟、青年同盟など全ての政府関係機関に共有される。 ③保健・栄養の知識技術改善 【期待される成果】 1. 妊産婦が妊娠期間中に少なくとも3回以上の妊産婦検診を受けるようになる。 2. 母親が生後6ヶ月まで完全母乳育児を実施できるようになる。 3. 栄養研修の結果、母親が4種類の栄養素を含む離乳食の作成を実践できるようになる。 4. 行政主導による質の高い事業実施を維持継続する準備が整う。 【指標】 1. 対象6コミュニティにおいて、85%以上の妊産婦が出産までに3回以上の妊産婦検診を受ける。 2. 対象6コミュニティにおいて、40%⁷以上の母親が生後6ヶ月まで完全母乳育児を実施する。 3. 対象6コミュニティにおいて、80%の母親が4種類の栄養素を含む離乳食作りを実践する。 4. 省及び郡保健局の事業モニタリングシステムが整備される。

⁶ ベトナム政府が実施する通常の栄養改善事業では平均して年間0.8%の削減率となっている。

⁷ 最新の保健省の調査によると、生後6か月完全母乳育児実施率は24%(2013)となっている。